

『昭和 48 年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」フォローアップ調査報告書』 (平成 15 年 11 月 28 日公表)の更新版作成に係る作業状況について (案)

1. これまでの経緯

平成 15 年 11 月 28 日に公表した『昭和 48 年の「旧軍毒ガス弾等に関する全国調査」フォローアップ調査報告書』(以下、『フォローアップ調査報告書』と略す)の更新版の作成については、平成 18 年度第 6 回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会(平成 19 年 1 月 31 日開催)において、資料 7「『昭和 48 年の「旧軍毒ガス弾等に関する全国調査」フォローアップ調査報告書』」の更新版作成に係る基本的な考え方について」が了承され、情報の分析及び環境調査等の結果と評価を踏まえた個票の更新・事案区分の明確化・新しい事案分類の設定等の観点から更新版作成に向けた準備に着手すること等が決定されたところである。

2. 今後の作業の進め方

(1) 事案区分の整理及び個別事案の情報集約票の更新版の作成について

『フォローアップ調査報告書』においては、旧軍毒ガス弾等に係る事案については、市町村毎に区分し、個別事案の情報集約票に整理した(図 1 参照)。その後、追加的な情報収集等で得られた情報や、環境調査等を実施した事案についてはその結果及び評価等を記載する必要があることから、本作業においては、各事案について図 2 の個別事案の情報集約票のフォーマットに所要の情報を記載することとする。

なお、同一市町村内に相互関連性のない事案が複数存在する場合は、枝番号を付して事案区分を整理し直すこととする。

(2) 陸域における新しい事案分類の設定について

新しい事案類型の設定に当たっては、

- ・ 平塚市・寒川町・習志野の事案については所要の環境調査等が実施されていることに加え、「A 事案の区域における土地改変指針」による対応が行われていること
- ・ 平成 17 年度に環境調査を実施した B/C 事案及び新規事案 10 事案については廃棄・遺棄情報に基づいて所要の環境調査等を実施しており、その結果を踏まえ、日常生活上の安全性を確認しているほか、埋設情報に係る地権者及び自治体に「旧軍毒ガス弾等に関する土地改変時の留意事項」を周知していること
- ・ 平成 16 年度の B/C 事案及び新規事案の取組の結果、これ以上の対応を行う必要

性がないが情報は継続して受け付けると評価された事案が多数存在すること等の取組状況を勘案し、『フォローアップ調査報告書』で設定されているA・B・C・D分類を踏まえた新たな事案分類として、概ね下記の分類を想定しているところである。

分類：過去に旧軍毒ガス弾等の発見事例が存在し、また、毒ガス弾等に深く関連する旧軍施設跡地が存在することを踏まえ、被災の未然防止の観点から、当該旧軍施設跡地内の民有地においては、「A事案の区域における土地改変指針」に基づく対応を実施する事案（国有地または直轄事業実施地にあっては国有地等担当省庁が土地改変時において適切に対応する）。

分類：旧軍毒ガス弾等の廃棄・遺棄情報に基づき所要の環境調査等を実施した結果、日常生活上の安全性は確認されたが、被害の未然防止の観点から、「旧軍毒ガス弾等に関する土地改変時の留意事項」の趣旨を踏まえ、今後土地の改変に留意すべき事案。

分類：現段階では対応を行う必要性が認められず、今後とも継続して関連情報を受け付ける事案。

分類：その他の事案。

各事案について、新しい証言情報等が追加された場合の対応は、図3に基づき行うこととし（既存事案に係る場合は情報を追加する。他方既存事案に係らない場合は新規事案登録を行う）、一連の対応・評価を終えた段階で自動的に上記の事案分類に位置づけることとする。

【参考】：『フォローアップ調査報告書』における陸域事案の類型化（分類）

A分類事案：毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案（4事案）

B分類事案：毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は高いものの、地域が特定されていない事案（16事案）

C分類事案：地域は特定されているものの、毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は不十分である事案（21事案）

D分類事案：前記以外の事案（73事案）

以上

個別事案（各地域ごとの毒ガス弾当に関する状況）の記載内容について
 次ページ以降に掲載している個別事案の表記及び内容は以下のとおりである。

その事案がどの分類項目に相当するかを示す。A～Dの類型説明は4.3参照。

A

<p>事案名</p>	<p>の事案（ 県 - ）</p> <p>近接した地域における事案で、毒ガス弾のルーツが同じ案件については、都道府県が異なるものを含め、なるべく1つの事案としてまとめた（例：銚子沖（茨城県分と千葉県分）など）。 事案番号は整理のためにつけた都道府県単位の通し番号である。</p>
<p>分類</p>	<p>生産・保有 廃棄・遺棄 発見・被災・掃海等処理 その他 現在の状況</p> <p>上記の中から、該当する分類を記入している。</p>
<p>資料</p>	<p>・「 新聞」昭和 年 月 日夕刊〔1〕 ・証言〔2〕</p> <p>以下の「資料内容概要」の記述において参照した資料を一覧としている。〔 〕で示される数字は、資料内容概要中の参照位置を示すものである。</p>
<p>資料内容概要</p>	<p>生産・保有情報 廃棄・遺棄情報 発見・被災・掃海等処理 その他情報 現在の状況</p> <p>資料からの情報を、上記分類項目ごとにまとめた内容を記載している。文中の〔 〕は、依拠した資料の番号を示す。 各項目ごとの記述は、概ね時間順とし、可能な範囲で原文を引用するなどして、資料にしたがった表現をとっている。</p>

図1 『フォローアップ調査報告書』における個票フォーマット

旧分類	新分類

事 案 名	市の事案（××県 - 1 - 1） この欄には、事案名を記載する。事案名は市町村毎に整理し、同一市町村内に複数の事案が存在する場合は括弧を付して旧軍部隊名等を記載する。また、旧軍所在地や毒ガス弾等保有場所等が不明な事案については、旧軍部隊名を事案名とする。
情報の分類	生産・保有情報 移送情報 廃棄・遺棄情報 発見・被災・掃海等処理情報 旧軍及び旧軍施設等情報 その他情報 この欄には、事案を構成する情報の分類について記載することとする。
事案を構成する情報の概要	昭和 20 年 8 月末に、・・・・・・毒ガス弾等を埋設したとの証言情報があるが、この情報を否定する証言情報も存在する。 生産・保有情報 ・元××部隊兵士 A は、毒ガス弾 200 発を弾薬庫に保有していたと証言している〔 1 〕。 移送情報 ・元××部隊兵士 B は、終戦時、保有する毒ガス弾 200 発を上官の命令で司令部に移送したと証言している〔 2 〕。 廃棄・遺棄情報 ・元××部隊兵士 A は、終戦時、兵士 B から毒ガス弾等を・・・・に埋設したとの話を聞いたことがあると証言しているが〔 1 〕、兵士 B は毒ガス弾等を埋設したことはなく、また、兵士 A にもそのような話はしていないと証言している〔 2 〕。 発見・被災・掃海等処理情報 ・昭和 年 月 日に 市でイペリット弾が 1 個発見された〔 3 〕。 旧軍及び旧軍施設等情報 ・元××部隊は、昭和 20 年に より移駐し、 市で終戦を向かえた〔 4 〕。 その他情報 ・ 市が平成 年に実施した飲用井戸水を分析した結果、全ヒ素化合物、全シアン化合物は検出されなかった〔 5 〕。 この欄には、事案を構成する情報の概要について種類毎に概ね時系列に沿って記載しており、昭和 48 年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査(案)」に記載されている情報についてはそのことが分かるような記述にする。さらに、これら情報の把握に資する旧軍や旧軍施設情報等については、必要に応じて<旧軍及び旧軍施設等情報>に記載し、その他の事案に係る各種情報については<その他情報>に記載することとする。
環境調査の概要及び結果・評価等	平成××年度環境調査(地下水調査) ・毒ガス弾等の埋設情報に係る地点の周辺 10 地点において地下水調査を実施した結果、毒ガス成分は検出されなかった〔 5 〕。 ・地下水の調査及び追加的な情報収集の結果を踏まえ、第 回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会において、 市の事案については、日常生活上の安全性が確認されたと評価された〔 6 〕。 この欄には、平成 16 年度以降に実施された所要の環境調査等及びその結果並びに専門家による評価結果等に係る情報について記載することとする。
情報の出典	〔 1 〕証言(元××部隊兵士 A) 〔 2 〕証言(元××部隊兵士 B) 〔 3 〕『 新聞』昭和 年 月 日 〔 4 〕『××部隊史』 〔 5 〕「地下水調査に係る結果報告」 この欄には、上記各項目の情報の出典について番号に対応して記載することとする。

図 2 新しい個票フォーマット(案)

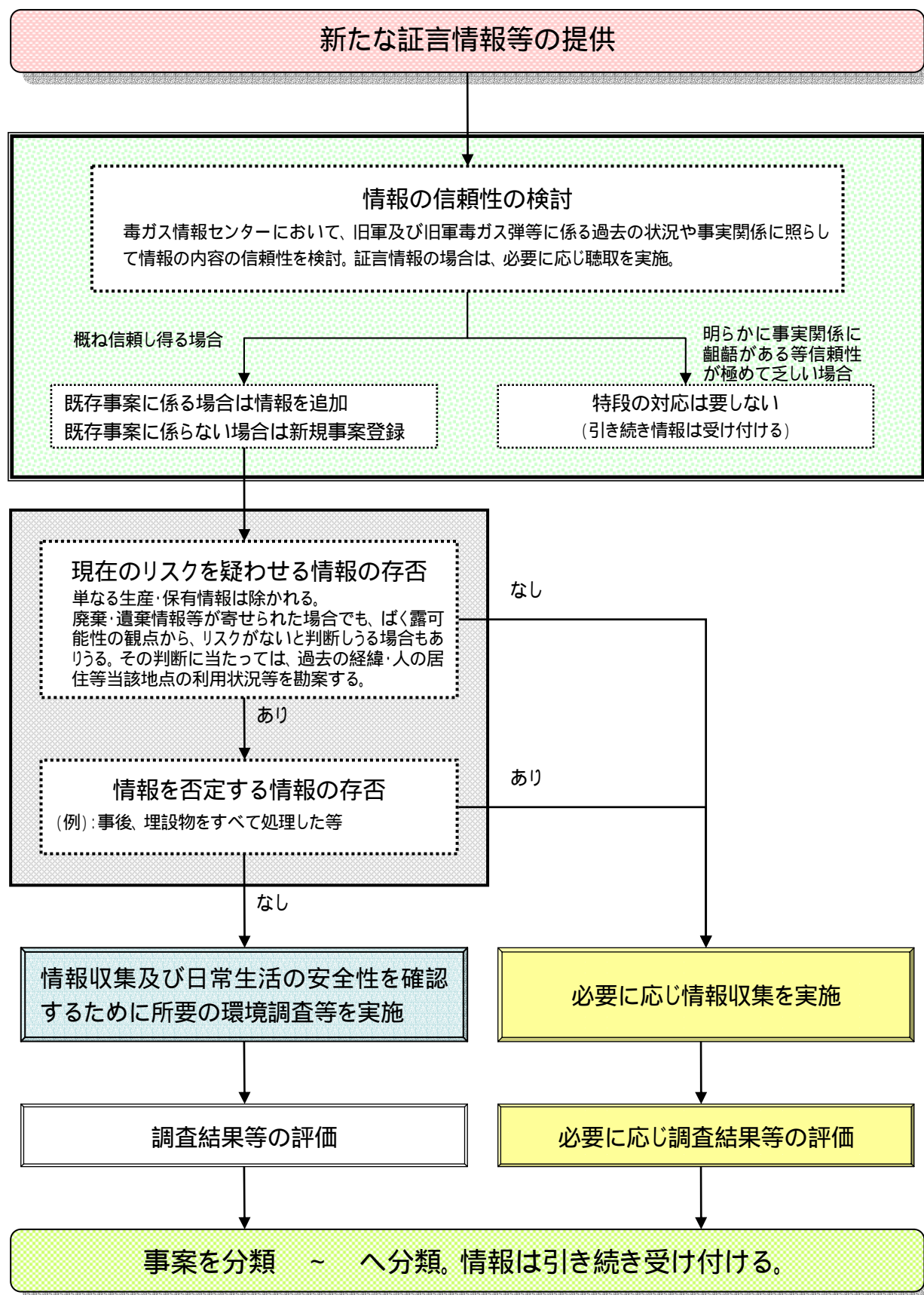


図3 陸域において旧軍毒ガス弾等に係る新たな証言情報等が寄せられた場合の対応フロー(案)